

その他の制度

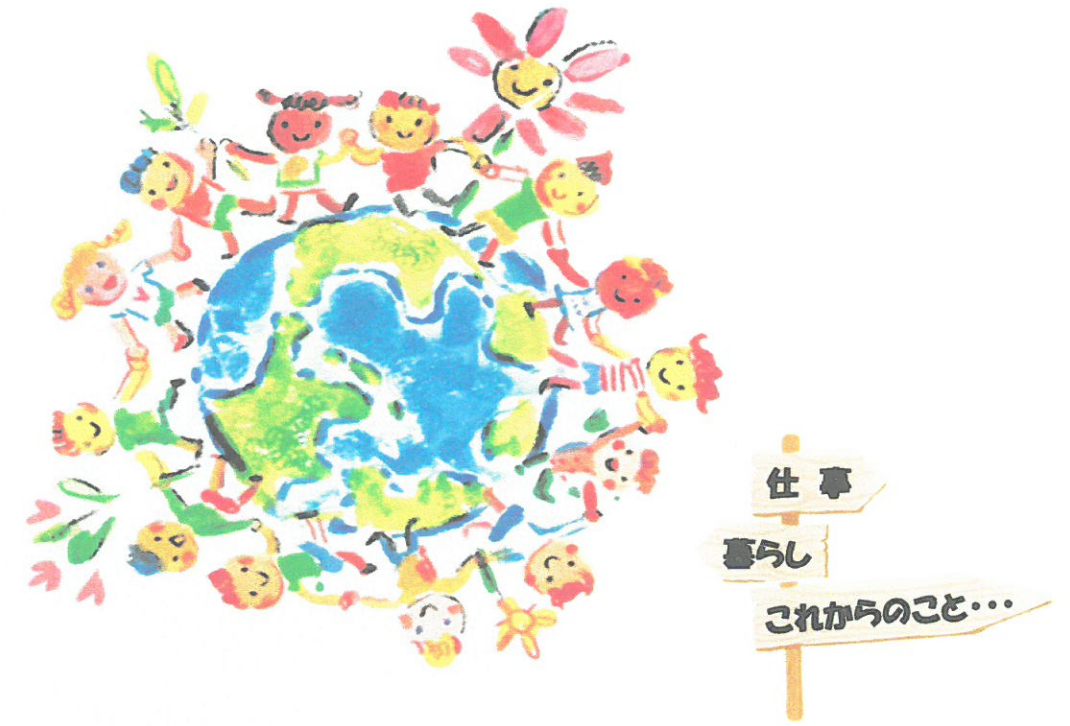
各種制度	申請先、問い合わせ先	
失業保険延長手続き(傷病手当金を受給する場合)	各市町村のハローワーク	
高額療養費の申請	社会保険の場合	現在加入している医療保険組合
	国民健康保険の場合	西区役所1F 保険年金・保険課 (IV)
国民健康保険料、国民年金保険料の減免	西区役所1F 保険年金・保険課 (IV)	
特別障がい者手当の申請	西区役所3F 保健福祉センター保健福祉課 (IV)	
生活保護制度	西区役所3F 保健福祉センター生活支援課 (IV)	
就労支援	西部地域障がい者就業・生活支援センター (VI) または 各市町村のハローワーク	
子どもの教育・進学援助	大阪市立小・中学校	教育委員会 学校経営管理センター (VII) (*)
	高等学校	教育委員会 学校経営管理センター (VII) (*) (財)大阪府育英会 (VIII) (*)
	大学・短大・専修(専門)	(財)大阪府育英会 (VIII) (*), (独)日本学生支援機構 (IX) (*)
	生活福祉資金貸付制度 教育支援資金 (教育支援費・就学仕度費)	西区社会福祉協議会 (II)
住宅ローン、生命保険	・認知症が重度になり、高度障害状態に認められれば、住宅ローン、生命保険の保険料の支払い免除あり ・債務弁済手続きが取れる場合があるので、契約書を確認すること	

(*)申請は在学する学校を通じての申請となる

関係機関連絡先

頁	申請先・問い合わせ先	電話番号	備考	
2	(I)西区障がい者相談支援センター	6585-2550	西区九条3-4-7	
2・4	(II)西区社会福祉協議会 西区地域包括支援センター	6539-8075 (代)	西区新町4-5-14 西区役所6階 月～金：午前9時～午後7時 土曜日：午前9時～午後5時 日曜・祝祭日・ 年末年始(12/29～1/3)は休み	
2	(III)認知症カフェ(偶数月第1土曜日)	6586-5572	九条南2-21-2-103	
2	と認知症家族の会の会人	大阪市「日々草の会」 (偶数月の第3土曜日)	4392-8188	大阪市社会福祉研修・情報センター (西成区出城2-5-20)
		愛都の会(毎月第2日曜日)	6972-6491	東成区東小橋1-18-33
3・4	(IV)西区役所(代表)	6532-9986	西区新町4-5-14	
	各階 (セ保 3ン健 F)タ福 1社	(1F) 保険年金・保険 窓口2番	6532-9956	国民健康保険・国民年金・後期高齢者医療
		介護保険 窓口31番	6532-9859	介護保険
		地域福祉 窓口32番	6532-9857	児童・母子・高齢者福祉・障害者福祉等
		生活支援 窓口37番	6532-9872	生活保護
(V)堀江年金事務所	6531-5241	西区北堀江3-10-1		
4	(VI)西部地域障がい者就業・生活支援センター	4393-3600	港区波除5-8-9	
	(VII)教育委員会 学校経営管理センター 事務管理担当	6575-4649	港区弁天1丁目2番1-1100 オーク1番街11階	
	(VIII)(財)大阪府育英会	6357-6272	都島区網島町6-20 大阪私学会館2階	
	(IX)(独)日本学生支援機構	0570-03-7240	東京都新宿区市谷本村町10-7	

若年性認知症 ナビゲーション (若年ナビ!!)



大阪市西区社会福祉協議会 地域包括支援センター 認知症初期集中支援チーム (オレンジチーム)

若年性認知症の方の特徴と進行状況による支援体制など

	ごく軽度	軽度	中等度	重度	最重度
ご本人の様子（症状や行動）	<ul style="list-style-type: none"> もの忘れがみられ、人の名前など思い出せないことが多く見られる 会話の中で「あれ」「それ」などの代名詞がよく出てくる 日常生活は自立して過ごしている 	<ul style="list-style-type: none"> 買い物で必要なものを必要だけ買うことができない 夕食の段取り、家計の管理などに支障を来たす 大事な物を何処に保管したか思い出せずに探し回ることが増える 同じことを何度も話したり、聞いたりする 日常生活で見守りが必要となってくる 	<ul style="list-style-type: none"> 季節にあった服を選ぶことができなくなる 服を着る順番がわからなくなる 外出先から一人で戻れなくなる 時間や場所がわからなくなるが増える 日常生活で介助が必要となってくる 	<ul style="list-style-type: none"> 歩行が不安定になり、転倒なども増えてくる トイレの場所が分からず失敗することが増えてくる 食べ物でないものを口に入れる 食事や入浴など一人でできず介助が必要になる 家族を認識できなくなる 日常生活で常時介護が必要となる 	<ul style="list-style-type: none"> 言葉によるコミュニケーションが難しくなる 表情が乏しくなり、刺激に対する反応が鈍くなる 歩くことが困難となりほほ寝たきりの状態となる 介護なしで日常生活を送る事が出来なくなる

◎受診について
かかりつけ医から認知症専門医を紹介していただきますよう

◎受診後
認知症と診断された時、ひとりで、家族だけで悩まず相談しましょう

相談

相談

認知症初期集中支援チーム (西区オレンジチーム)

認知症の方やご家族の支援を行います

専用電話 06-6539-8248

(月～土 午前9時～午後5時 日・祝祭日・年末年始 休み)

住所 大阪市西区新町4-5-14

西区役所合同庁舎6階 大阪市西区社会福祉協議会内

メールアドレス nisi-shokishuchu@shakyo-osaka.jp

つなぐ

障がい者福祉制度

介護保険

権利擁護

家族会など

障がい者相談支援センター (I)

関係機関と連携し、就業面及び生活面における一体的な支援の実施(福祉サービスの利用援助、社会資源の活用、権利擁護のために必要な援助など)

西区地域包括支援センター (II)

主に高齢者を支援。(40歳以上で、介護保険法において特定疾病として定められている初老期における認知症であれば、若年性認知症の方も介護保険の申請は可能)

西区社会福祉協議会 (II)

意思決定支援
日常生活自立支援事業
成年後見制度
奨学金等貸付制度
財産管理や身上監護など、ご本人の権利を護るための制度利用が可能

◎認知症カフェや家族会 (III)

同じ悩みを持つ当事者や家族同士が意見交換して、介護や生活上の工夫を学んだり、気持ちを共有することが出来る場所

若年性認知症の方が活用できる制度について

若年性認知症と診断されたら

自立支援医療(精神通院医療)を申請!

精神通院の指定を受けている医療機関で、在宅精神障がい者の医療費の支給が受けられる。ただし自己負担あり。(原則として医療費の1割を負担)所得に応じて負担上限額が定められている。一定の所得以上の場合、疾病の状況により制度の対象外になることがある

申請手続き 西区役所3F 保健福祉センター保健福祉課 (IV)

下記制度を利用するとき「初診日」が基本となることが多いので非常に重要となります

☆ 初診日とは・・・認知症の原因となった傷病について初めて医師の診療を受けた日

① 傷病手当金の申請

受診・診断後、就労の継続が困難であり、休職するときに申請
支給開始後、1年6ヶ月の範囲内で支給

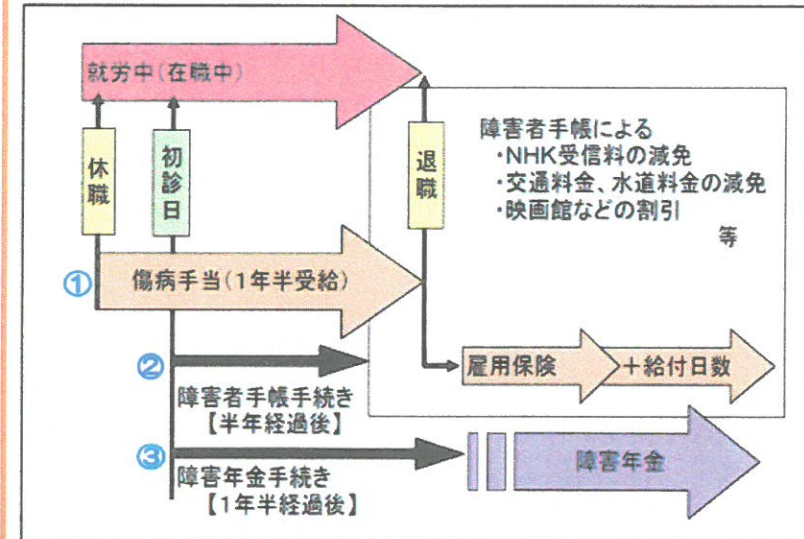
*国民健康保険(自営業の人など)には傷病手当金の制度はない

*退職後、健康保険に1年以上継続して加入し、傷病手当金の支給期間中に退職した人は、退職後も引き続き社会保険事務所(又は健康保険組合)から支給される

退職前に傷病手当金が支給されている状態で退職することが必要(退職日に出勤すると、労務不能とみなされず、継続して傷病手当金の受給はできなくなる)

申請手続き
会社住所地管轄の社会保険事務所
または 健康保険組合

経済的支援策イメージ図



(出典:「若年認知症の人へのオーダーメイドの支援のために」(日本認知症ケア学会誌8(1)、38、2009 沖田裕子)より)

② 障がい者手帳(精神障がい者保健福祉手帳)の申請 → 初診日から6ヶ月後に申請

認知症などの精神疾患があり、日常生活に支障をきたす場合に申請できる

・医療機関に該当する疾患で初めてかかった日(初診日)から6ヶ月経過した以後での障がいの程度で決まる

申請手続き 西区役所3F 保健福祉センター保健福祉課 (IV)

③ 障がい年金の申請 → 初診日から1年6ヶ月後(障がい認定日)に申請

・初診日は国民年金あるいは厚生年金保険に加入している間であること
・退職後が初診の場合、障がい厚生年金は受給できない!!

申請手続き 障がい基礎年金 → 西区役所1F 保険年金・保険課 (IV)
障がい厚生年金 → 各年金事務所(西区は堀江年金事務所)(年金相談は事前要予約) (V)

在職中に初診日がある場合と無い場合では、その後に受けられる支援の状況が異なります
可能なかぎり 在職中に受診をしましょう